

笠間市交通バリアフリー その他の事業計画について

1 はじめに

笠間市(旧友部町)では、『誰もが安心して暮らせるまちづくり』を目標に、交通バリアフリー法に基づき「笠間市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

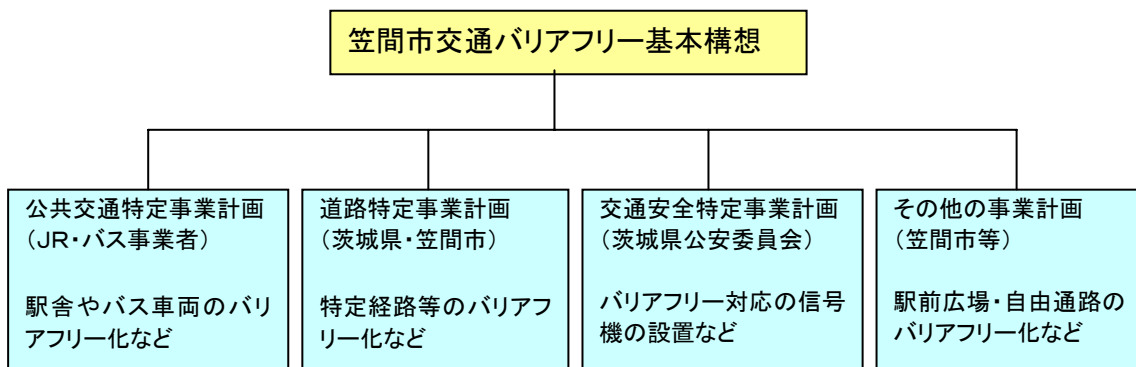
現在は、各事業者が特定事業計画を作成中ですが、この度、特定事業計画と一体的に事業を進めていくこととなる、「その他の事業計画」を策定いたしました。

今後、これらの計画に基づき、人にやさしいまちづくりの推進を図っていきます。

○交通バリアフリー法(平成12年公布・施行)

高齢者や障害者などが、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用した、移動の利便性や安全性の向上を促進するために制定された法律です。

市町村は一定規模の駅などを中心とした地区において、バリアフリー化の方針やバリアフリー化を進める区域・経路、さらには実施する事業などを内容とする基本構想を策定できるようになっています。



○笠間市交通バリアフリー基本構想(平成16年策定)

笠間市では、友部駅を中心とした主要な施設を含む約1kmの周辺地区について、基本構想を策定いたしました。

基本構想では、実施する事業として公共交通・道路・交通安全の特定事業、及びその他の事業を位置づけ、目標年次を平成22年としてバリアフリー化の整備を進めていくことといたしました。

○特定事業計画(作成中)

交通バリアフリー法では、道路管理者・公安委員会及び公共交通事業者は、市町村で定める基本構想に基づき、具体的に整備する特定事業計画を作成し実施することと定められています。

2 その他の事業計画概要

笠間市では、笠間市交通バリアフリー基本構想の基本方針において、市民ひとりひとりがバリアフリーに対する理解を深め「心のバリアフリー」の実現を目指すことといたしました。また、現在友部駅周辺整備事業として、駅の橋上化や南北自由通路の整備などが進んでいることから、【その他の事業計画】として、

- 1) 駅前広場等に関する事業
- 2) 南北自由通路に関する事業
- 3) 心のバリアフリー推進に関する事業
- 4) タクシーに関する事業

を掲げています。

今回は、その中から駅前広場・南北自由通路及び心のバリアフリー推進についての事業計画を策定いたしました。

○整備方針

重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(平成12年建設省令第40号)に基づいた整備を行います。

○具体的な事業内容については、別表1～4を参照願います。

北口駅前広場に関する事業(別表1)

南口駅前広場に関する事業(別表2)

南北自由通路に関する事業(別表3)

心のバリアフリー推進に関する事業(別表4)

3 事業計画の実現

笠間市では市内のバリアフリー化を進めるため、公共交通・道路及び交通安全特定事業計画の作成を早急に進めます。また、「笠間市交通バリアフリー推進協議会(仮称)」を設置して、今回策定したその他の事業計画と併せて計画の実現を図っていきます。

お問い合わせ

〒309-1792 笠間市中央3-2-1

笠間市 都市建設部 都市建設課・都市計画課

TEL 0296-77-1101

FAX 0296-78-0612

Eメール toshi@city.kasama.lg.jp